

津市農第544号
令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	野田地区 (野田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区内の担い手4者のほか地区外からの入作により耕作している担い手も4者あり、担い手ごとに耕作地のばらつきが見られる。個人耕作者も高齢となっており離農の加速化が見込まれるが、担い手の耕作継続の可否も今後課題となってくる。

また、地区内の耕作条件の良好な農地は集積が進むと思われるが、耕作条件が整っていない農地は担い手が引き受けにくい状況もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とするが、一部の担い手では小麦等も作付けされている。原則として土地利用型農業の維持・継続を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内では、今後離農が見込まれる自作農家が多いが、耕作を担える担い手も複数いるため、地権者や担い手の意向を踏まえつつ可能な限り集約化を念頭に集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の離農が生じた際は、地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業効率化のため畦畔除去を進めているが、今後も、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。 また、点検・見回り等を行い、必要に応じて農業用施設の修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当面は、10年後も耕作の継続が見込まれる担い手による農地の集積・集約を図る。 また、当地区内にて新規就農を希望する方に対しては、本人の意向を踏まえつつ、担い手として育成していくため普及センター、JA及び津市とも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③担い手による農作業の省力化・効率化に向けて、少人数でも作業が可能となる耕作システムの導入を図る。
⑦農業用施設の維持・管理に関して、地域全体で維持管理していく手法を検討・協議していく必要がある。
⑨地区内の担い手の農作業省力化・効率化に向け、農地貸借条件の統一化について関係者で検討・協議していく。